

平成 18 年 5 月 28 日

企業会計基準委員会御中

今村 猛

## 「棚卸資産の評価原則に関する会計基準(案)」へのコメント

コメントを提出する機会を与えられたことを感謝いたします。

本コメントは、昨年 10 月に貴委員会が公表した「棚卸資産の評価基準に関する論点の整理」に寄せた私のコメントのうち「トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準」に関連する部分を改定するものです。

### 要 約

トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価基準(第 15 項)は妥当とは思われません。

- (1) その根拠である金融投資と事業投資の区分は、金融資産の時価評価の根拠のために必要な区分とは思われません。測定基準の考察のためには、その区分よりも、金融商品・非金融商品、金融資産・金融負債の区分のほうが有益です。
- (2) 「リスクからの開放」という概念が純利益の算定基準として適切かどうか再検討する必要があります。包括利益の認識基準(資産・負債の変動の認識基準)を明確に示す必要があります。
- (3) この評価基準の前提になっている、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」(以下、フレームワーク)の財務報告の目的を再検討する必要があります。①継続企業の前提を明記する。②IASB のフレームワークのように目的の範囲を広くしたらどうか。

### 詳 論

#### 1. 金融投資と事業投資の区分について

- (1) 「金融投資は市場価格に等しい価値をもつ」は、非現実的な前提です。

たとえば、株式の公開買付のさいの買付価格には市場価格にプレミアムをつけます。この場合には、株式の市場価格は価値に等しいとは言えないはずです。上場株式にかぎらず、一般的に、価格は価値を離れて需給関係で決まりますから、市場価格と価値が等しいということは理論的にも成り立たないはずです。

本来、価値は主観的なもので、万人が納得するような絶対的に公正な価値などというものはありません(企業価値又は株式の価値の算定方法はいかに客観的にみえても、主観的な要素が入り込むことは避けられず、その評価額に万人が納得することはありえません)。したがって、「金融投資は市場価格に等しい価値をもつ」は、次のように言えるでしょう。「金融投資については、市場での取引価格はその価格での取引当事者にとっては、価値と等しい(と言うより、価格と価値が見合っている)。」たとえば、上場株式について

みると、株価は一日のうちでも取引のつど変動します。「それぞれの取引についてみると、その当事者にとって取引価格は価値に見合っている」と言えるかも知れません。ただしこのことは、「金融投資は市場価格に等しい価値をもつ」をあえて言えばこうなる、ということであって、こういう言い方も非現実的です。現実には株式を売買している当事者(特に個人投資家)が、売買のつど株価と価値を比較しているわけがありません。それを「その時の取引価格は取引当事者にとっての価値と見合っているはずである」などと言ったところで、なにほどの意味があるのでしょうか。

売買目的有価証券の時価評価の根拠として、「その価値が時価に等しく、保有者は誰でもその時の時価で売却することが可能だから・・・」と言われることがあります。しかし、金融投資は市場価格に等しい価値をもつ、という前提は金融資産を時価で測定する根拠としては必要がない前提です。

## (2) トレーディング目的(金融投資の目的)について

「・・・単に市場価格の変動により利益を得るトレーディング目的で保有する棚卸資産については・・・(第 60 項)」という説明も不適切です。正確には「市場価格の変動を利用して売買により利益を得ることである」となるはずですが、企業の目的は利益を得ることですが、この利益は価格の上昇という帳簿上の利益ではなく、確実に現金又は現金等価物の裏づけがある利益のはずです(たとえば、IASB フレームワークのパラグラフ 15)。

したがって、この点ではトレーディング目的で保有する棚卸資産とそれ以外の棚卸資産とは違いはなく、「市場価格の変動により利益を得ることである」は、前者を時価で測定すべきという根拠にはなりません。

## (3) 金融投資と事業投資の区別の必要性—この区分よりも金融商品と非金融商品の区別のほうが有益である

以上のように考えると、金融投資と事業投資の本質的な違いは、売却にさいしての事業遂行上の制約の有無になりそうです。「事業上の制約」を考慮すると、市場性がある有価証券とトレーディング目的で保有する棚卸資産の時価評価の根拠は、「活発な流通市場があり、保有者はいつでもその時の市場価格で換金可能なので、これらについては、時価による評価差額が実現可能と考えられる。ただし、その他有価証券のように、売却に事業上の制約がある金融資産については、いつでも換金可能とは言えないので、評価差額を損益とは認識しないで、資本の部に計上する」ということになります。このように考えると、金融投資と事業投資を区分することは、結果として、損益の認識基準として「実現可能」に「処分をさいしての事業上の制約」を加味することと同じことになります。売買目的有価証券やトレーディング目的で保有する棚卸資産の時価評価の理由づけとして、金融投資と事業投資の区分を持ち出す必要がなかったことになります。

国際的には、金融商品・非金融商品の区分が一般的であることを考えると、あえてそれとは異なる区分を持ち出す必要性も実益もないと思われます。それよりも、金融商品・非金融商品、金融資産・金融負債の区分による測定基準について議論することのほうが

有益であると思われます。

## 2. 「リスクからの開放」について

- (1) トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価差額は「リスクから開放」されているとは言えません。

「リスクからの開放」の意義についてフレームワークは次のようにのべています。「この討議資料では、リスクから開放されたという表現を、不可逆的な成果が得られた状態を指すものとして用いている。特に事業投資については、事業のリスクに拘束されない資産を獲得したとき、言い換えれば、事業投資のプロジェクトから分離した独立の資産(キャッシュ)を獲得したとみなすことができるときに、リスクから開放されると考えている(「財務諸表における認識と測定」第 60 項)。」トレーディング目的で保有する棚卸資産の時価は変動しますから、不可逆的とは言えず、したがって評価損益はリスクから開放されたとは言えないはずです。「リスクからの開放」の定義から「不可逆的」を削除したのでしょうか。そして金融投資については、キャッシュを獲得したとみなすことができるときに「リスクから開放された」と定義することにしたのでしょうか。

トレーディングを業にしている企業にとって、時価の変動が大きい棚卸資産を保有すること自体、リスクを負っていることとなります。現実に売却して換金するまではリスクから開放されたとは言えないはずです。

現実に、トレーディングを業にしている企業はトレーダー個人の業績を実現した損益で評価しているはずですが、含み損益も考慮するかも知れませんが、その場合でも実現した損益を重視するはずですが、評価差額は「仮にその時の時価で売買していたら」という仮定の損益です。ビジネスの世界では結果がすべてです。「・・・していたら」などと仮定を持ち出すのは無意味です。

したがって、「リスクからの開放」を基準にして、トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価損益は純利益に含まれる、とすることは妥当とは考えられません。

- (2) (1)の検討以前の論点として、「リスクからの開放」という概念が純利益の算定基準として適切かどうかを再検討する必要があります。

① フレームワーク「財務諸表における認識と測定」第 60 項、第 61 項、注 20、21 から解釈すると、「リスクからの開放」は、結局は「実現」「実現可能」に「処分について事業上の制約をうけない」を加味した基準と言えらると思います。そうだとしたら、何も「リスクからの解放」という概念を持ち出す必要はないと思われます。

② フレームワークでは純利益を定義するために「リスクからの開放」という概念を用いています(「財務諸表の構成要素」第 9 項)。理論的には、まず資産・負債の変動を認識する基準を定めて、次にそのうち「リスクから開放された」成果が純利益である、という理論構成になるはずですが、それなのに、フレームワークは純利益を定義していますが、その前に必要なはずである資産・負債の変動を認識する基準にふれていません。そのため、「その他の包括利益」の認識基準も明らかになっていません。注 21 の記述から「実現可

能」がその基準のひとつであると推察されますが、明確に述べていません。それを明確にしないかぎり「リスクからの開放」だけでは、純利益の算定基準として不十分です。

### 3. 財務報告の目的について

財務報告の目的について、フレームワークは次のように述べています。①財務報告の目的は、投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務状況の開示にある（討議資料「財務報告の目的」序文。）②「財務報告の目的は、投資家による企業成果の予測や企業評価のために、将来キャッシュフローの予測に役立つ情報を提供することである（「会計情報の質的特性」序文。）」

#### (1) この前提は非現実的です。

たとえば上場株式についてみると、現実には、機関投資家は売買するさいの意思決定のために企業成果(業績)を予測するでしょうが、企業価値を予測(試算)しているのでしょうか。またそのために将来キャッシュフローを予測しているのでしょうか。企業価値の評価が必要なのは、企業結合、買収等の場合であって、通常の市場での売買にそれが必要とは考えられません。

#### (2) 継続企業の前提

企業結合・買収等(これらの場合には投資がいったん清算され、事業が継続しないとみる)の会計基準と継続企業を前提とする通常の財務報告のための会計基準とを明確に分けて考えることが必要です。IASB のフレームワーク(パラグラフ 23)にならって、継続企業の前提を明確に掲げる必要があると思われます。

#### (3) IASB のフレームワークにおける財務報告の目的

IASB のフレームワークは財務報告の目的について「財務諸表の目的は、広範囲の利用者に経済的意思決定のために有用な情報—企業の財務状態、業績、財務状態の変化についての情報—を提供することである(パラグラフ 12)」としています。なぜ、フレームワークではその目的を投資家による企業成果と企業価値の予測にしぼったのでしょうか。前述のように、通常は企業価値の予測は不要です。企業結合・買収等を前提にする場合と通常の継続企業を前提とする場合とを区別しないという趣旨なのでしょう。

(丁)